

## 新世代パワー半導体実装技術開発コンソーシアム規約

### 第1章 総則

#### 第1条 名称

(1) 本会は、新世代パワー半導体実装技術開発コンソーシアム（以下、「本会」という。）と称する。また、略称は **WBG 実装コンソーシアム** とする。

(2) 英文名称は、**Wide Band Gap Power-device Systemintegration Consortium** と称する。

#### 第2条 目的

本会は、企業、団体、業種の枠を超え、産学官が連携して総合力を発揮しつつ、ワイド・バンド・ギャップ・半導体（以下、**WBG** と略す。）関連事業の普及・発展を推進することを目的とする。

#### 第3条 事業

本会は、前条の目的を達するために **WBG** 関連サービスに関する次の事業を行う。

- (1) **WBG** 関連サービスの推進方策に関する各種提言
- (2) 関係団体における活動内容の情報共有
- (3) 我が国における **WBG** 関連事業等に関する情報発信
- (4) **WBG** 関連ビジネスに関する普及・利用の促進
- (5) **WBG** 実装関連の基礎研究と技術開発の推進

### 第2章 会員及び役員

#### 第4条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の承認を受けた企業、団体及び有識者とする。

#### 第5条 会員の権利、義務、守秘

(1) 会員は、コンソーシアムの会員であることを自社・大学等のコンソーシアムに関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。

(2) 会員は、コンソーシアムが実施する広告、広報、催事等においてその名称が掲出されることを承認する。

(3) 会員は、コンソーシアムの活動に積極的に参加する。

(4) 会員は、コンソーシアム活動において取得した情報に関し、開示を受けた時点で秘密である旨を明示された場合には、守秘を厳守することとする。

#### 第6条 入退会

(1) 本会へ入会しようとする者は、書面または電子メールをもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。

(2) 本会を退会しようとする者は、幹事会に書面または電子メールをもってその旨を届け出なければならない。

## 第7条 事業年度

- (1) コンソーシアム活動の事業年度は、通常4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) コンソーシアムの第1事業年度は、平成25年5月28日から翌年3月31日までとする。

## 第8条 年会費

- (1) コンソーシアムの会費は、第1事業年度は無料とする。
- (2) 第2期事業年度以降の会費は後述の幹事会において決定し、会員に通知するものとする。

## 第9条 役員

- (1) 本会に幹事会を置き、幹事長1名を置く。
- (2) 幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。

## 第3章 総会、幹事会等

### 第10条 総会

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、コンソーシアム定期会合において必要に応じて開催するか、幹事長が必要と認めたとときに開催する。
- (3) 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (4) 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (6) 総会の議長は、幹事長が務める。
- (7) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (8) 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

#### ① 本規約の改正

#### ② その他本会の運営に関して重要な事項

### 第11条 幹事会

- (1) 幹事会は、幹事長が指名した幹事をもって構成する。
- (2) 幹事会の議長は、幹事長が兼務する。
- (3) 幹事会は、幹事長が必要と認めたとときに開催する。
- (4) 幹事会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (5) 幹事会は、本会への入会申し込みを承認するほか、本会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び幹事長が必要と認めたと事項について議決する。

### 第12条 ワーキンググループ

- (1) 本会は、本会の事業運営上必要があるときは、幹事会の議決によりワーキンググル

ープを設置することができる。

(2) ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。

(3) ワーキンググループの主査は、幹事会が指名し、ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。

#### 第13条 庶務および会費管理

一般財団法人 大阪大学産業科学研究協会に事務局を設置し、大阪大学産業科学研究所先端実装研究分野の協力の元に行うものとする。

### 第4章 雑則

#### 第14条

(1) 本会は、第3条に定める事業の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。

(2) 第14条(1)の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

#### 第15条

本規約は、総会の決議により改正することができる。

#### 第16条

本会は、総会の決議により解散することができる。

### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。